

# 消費者被害注意情報

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室(消費者センター)

消費生活室URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>

消費者センターURL <http://www.pref.shimane.jp/section/shouhi/>

## 10月の相談件数および苦情の多い相談

791 件 (年間累計4,991件)

順位	項目	件数	主な内容
1	フリーローン・サラ金	180	多額の借金の整理方法、融資詐欺、ヤミ金融等
2	オンライン等関連サービス	126	身に覚えのない有料サイト利用料等の請求等
3	商品一般	60	身に覚えのない代金の請求等、他に分類されないもの
4	教室・講座	37	外国語会話教室等
5	自動車	17	自動車の購入契約、中古車の品質等
12	家庭用電気治療器	11	電気温熱治療器等

## 「SF 商法(催眠商法)」

### 事例

松江市内で、家庭用電気治療器販売会社「ピュアライフ」の販売員5名が、特定商取引法違反(販売目的隠匿等)で松江警察署に逮捕されました。

「市内に店を出ず説明会を開く。粗品を渡すので来てほしい」と、商品の販売が目的であることを告げないでチラシを配り、民家の物置小屋に近所の人を集め、ほうきやラップなどを配って雰囲気盛り上げた後で、高額な温熱治療器を売った疑いです。原価約3万円の治療器を24万円で販売していました。

### アドバイス

「日用品を無料で配布する」「新商品を紹介する」「くじに当たった」などと言って人を集め、締め切った会場で台所用品などを無料で配ったり、安く販売して得をした気分させ、異様な雰囲気の中で、最後に、神経痛に効く、今日だけ安くするなどと言って、高額な商品を売りつける SF 商法(催眠商法)と呼ばれる販売手口です。

後で冷静に考えると、その品物が決して安くないことに気づきますが、事業者は短期間で商売の場所を変えてしまい、契約書等も渡さないことが多いため、連絡が取れず返品等の交渉ができないケースが多くあります。

被害に遭わないためには、安易に会場に行かないことです。一度会場に入ると容易に会場から抜け出せなくなります。また、会場に入ってしまったら、その場の雰囲気に飲み込まれず、品物をもらわないようにしましょう。もらうとますます抜け出せなくなり、高い商品を買わざるを得なくなります。

最近では、楽しい会話、余興などで高齢者を引きつけ、高額な商品を売りつけるケースがみられます。また、被害を受けた本人に「だまされた」という意識がない場合もあります。

もし、契約をしても、SF 商法は訪問販売に該当し、クーリングオフができます。契約が8日以内であれば契約を解除できます。また、業者が、クーリングオフができないと虚偽のことを伝えたり、脅してクーリングオフを妨害した場合は、期間を過ぎてもクーリングオフが可能です。

お困りのことがあれば、消費者センターにご相談ください

消費者センター (0852) 32-5916

石見地区相談室 (0856) 23-3657

ただより高いものはないんだゾー

